

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

会社名： 株式会社理研グリーン
住所： 東京都台東区東上野 4-8-1 TIXTOWER UENO 8階
担当部門： 研究開発部 企画開発課
電話番号： 03-6802-8587 FAX 番号： 03-6802-8303

作成日： 2011年 4月 25日

改訂日： 2011年 11月 28日

製品名 理研ハブーン乳剤

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合製品

一般名： アラクロール乳剤

化学物質名	含有率 (%)	化学式又は構造式	官報公示整理番号 化審法/安衛法	CAS No.
アラクロール/ 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシチル) アセアニド	43.0	C14H20ClNO2	—	15972-60-8
その他成分/ 有機溶剤、界面活性剤等	57.0	—	—	—

3. 危険有害性の要約：

最重要危険有害性

有害性： 飲み込むと有害である。皮膚に接触すると有害のおそれがある。

吸入すると有害である。皮膚に対して刺激がある。眼に対して強い刺激がある。

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。

環境影響： 水生生物に非常に強い毒性がある。

物理的及び化学的危険性： 引火性液体及び蒸気

分類の名称（分類基準は日本方式）： 引火性液体、急性毒性物質（安衛法有機則クロロベンゼン）、
その他有害性物質

4. 応急措置

皮膚に付着した場合：

- ・ 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。
- ・ 製品に触れた部分は大量の水と石けんを使ってよく落とす。
- ・ 異常があれば直ちに医師の診断をうける。

眼に入った場合：

- ・ この製品が目に入った場合、一刻も早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要がある。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であったりすると不可逆的な眼の障害を生ずるおそれがある。
- ・ 清浄な流水で最低 15 分以上洗浄した後、直ちに眼科医の診察を受ける。
- ・ 洗顔の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- ・ コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。

吸入した場合：

- ・ 新鮮な空気の場所に移動させ安静にし、必要に応じて医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合：

- ・水でよく口の中を洗浄する。
- ・吐き出させないで、あんせいにして直ちに医師の手当てを受ける。
- ・患者に意識がない場合には、口から何も与えてはならないし、吐かせてもならない。

5. 火災時の措置

消火剤：

- ・霧状水、粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス

火災時の特定危険有害性：

- ・製品中には窒素原子、ハロゲン含有しているため火災時に刺激性もしくは有害なヒューム（またはガス）を放出する。

特定の消化方法：

- ・火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消化する。
- ・消火作業は、風上から行う。
- ・周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・周囲の設備等に散水して冷却する。
- ・消火作業により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

消化を行う者の保護：

- ・消火作業の際は状況に応じた保護具を必ず着用する。
- ・燃焼又は高温により有毒なガス（一酸化炭素、酸性ガス等）が生成するので、呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：

- ・作業の際には適切な保護具（不浸透性防護衣、不浸透性手袋、ゴーグル型眼鏡、マスク、保護面等）を着用し、吸入したり、手足、顔などに付着したりしないように注意する。
- ・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・風上から作業し、風下の人を避難させる。

環境に対する注意事項：

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。

除去方法：

- ・少量の場合には適当な吸収剤（乾燥砂、土、おがくず、ウエス等）に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
- ・大量の場合には盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：

- ・吸い込んだり、眼や皮膚に触れたりしないよう、長袖の作業衣（不浸透性防護衣）、保護手袋（不浸透性手袋）、保護マスク、保護眼鏡、保護面を着用して行う。

注意事項：

- ・ラベルを良く読む。
- ・ラベルの記載内容以外に使用しない。
- ・農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使い切る。
- ・使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
- ・有効期限内に使用する。

- ・使用済み容器は他の用途には絶対に使用しない。
- ・屋外での取扱いはできるだけ風上から作業する。
- ・換気の良い場所で行う。
- ・取扱いの都度、容器を密閉する。
- ・取扱い後は、石けんを使い手、顔等をよく洗い、うがいをするとともに洗眼する。
- ・取扱い後は、着用していた衣服等を交換する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
- ・本容器の上又は近くで切断又は溶接をしない（火気）。
- ・熱又は炎の近くで使用又は保管しない。
- ・自動車などに散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないように注意する。
- ・作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯する。

保 管

適切な保管条件

- ・直接日光を避け、なるべく低温で乾燥した換気の良い冷暗所に保管する。
- ・密封した容器に保管する。
- ・施錠できる場所に保管する。
- ・食品や飲料と区別して保管する。
- ・小児の手の届く所に置かない。
- ・火気をさける。
- ・溶液状態を保つため 0℃以上の温度で保管する。
- ・0℃以下では結晶を生じ底部に沈殿する。もし結晶を生じた場合、使用前に容器を温かい部屋に移し容器を転がすか、振って再溶解させる。バルクコンテナーの場合は、温かい場所におき、温度が 10℃以上になった後、結晶が溶解するまで混合又は再循環させる。
- ・消防法の規則に従う。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- ・取扱い場所には全体換気装置を設置する。
- ・取扱いについてはできるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。
- ・取扱い場所の近くに、緊急時の洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。

管理濃度：クロロベンゼン 10ppm

許容濃度：アラクロール ACGIH（2009年版）1mg/m³（TWA）

クロロベンゼン ACGIH（2009年版）10ppm（TWA）

保護具

呼吸器用の保護具：保護マスク

手の保護具：保護手袋

眼の保護具：保護眼鏡（ゴーグル型）

皮膚及び身体の保護具：不浸透性保護服、不浸透性保護長靴、不浸透性保護前掛け

9. 物理的・化学的性質

物理的状态

外觀等： 澄明可乳化油状液体

色： 暗紫色

比重： 1.118（25℃）

沸点： 132℃（溶媒成分として）

臭気 : クロロベンゼン臭
引火点 : 36.8°C (タグ密閉式)
引火性 : 危険物第4類第2石油類 (消防法)
爆発性 : 通常の使用方法ではその該当がない。

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の条件下では安定
反応性 : 通常の条件下では安定
危険有害な分解物質 :
・ 燃焼又は高温により有毒なガス (一酸化炭素、酸性ガス等) が生成する。

11. 有害性情報

急性毒性 :
LD₅₀ (ラット、雌雄、経口) 1000 mg/kg
LD₅₀ (ウサギ、雌雄、経皮) 8000 mg/kg
LC₅₀ (ラット、雌雄、吸入) > 0.62 mg/kg
局所効果 :
皮膚 弱い刺激性あり
眼刺 中等度の刺激性あり
皮膚感作性 :
モルモット 軽度の皮膚感作性あり

12. 環境影響情報

生態毒性
魚毒性 : LC₅₀ (コイ急性毒性、96時間) 10.4 mg/L
その他 : EC₅₀ (オオミジンコ急性遊泳阻害、48時間) 23.8 mg/L
EC₅₀ (藻類生長阻害、72時間) 0.019mg/L

13. 廃棄上の注意

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。
・ 使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可をうけた廃棄物処理業者に処理を委託する。
・ 市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
・ 使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。
使用済み容器及び散布器具の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。

14. 輸送上の注意

国内規制
船舶安全法 (危規則) : その他の有害性物質
消防法の危険物 (第4類第2石油類) に該当するので、該当法規に従った包装、表示、輸送を行う。
輸送の特定の安全対策及び条件
・ 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。
・ 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
国連分類 : クラス3 (引火性液体)
国連番号 : 1134 (クロロベンゼン溶液)

15. 適用法令

農薬取締法：登録農薬（除草剤 第 20060 号理研ハブーン乳剤）

道路法：車両の通行の制限（危険物）

消防法（危険物、指定可燃物）：危険物第 4 類第 2 石油類（危険等級Ⅲ）

毒劇物取締法：該当しない

労働安全衛生法（第 57 条、表示対象物質）：クロロベンゼン（政令番号 8 の 2）49%

労働安全衛生法（第 57 条の 2、通知対象物質）：クロロベンゼン（政令番号 158）49%

労働安全衛生法（有機則）：クロロベンゼン（第 2 種有機溶剤）49%

化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）： アラクロール （政令番号：1-101）43.0%
クロロベンゼン（政令番号：1-125）49.0%

* 本MSDSの情報に基づくPRTRの届出については次のとおりとする。

アラクロール：2009年度分までは第一種指定化学物質82番としてその排出・移動量を把握し、2010年4月からは、政令改正後の第一種指定化学物質101番として排出・移動量の把握が必要です。

クロロベンゼン：2009年度分までは第一種指定化学物質93番としてその排出・移動量を把握し、2010年4月からは、政令改正後の第一種指定化学物質125番として排出・移動量の把握が必要です。

土壤汚染対策法：該当しない

化審法：クロロベンゼン [第3種監視化学物質（政令番号21）] 49%

16. その他

引用文献：ハブーン乳剤製品安全データシート（日産化学工業株式会社）

- ・記載内容は、この製品の一般的な取扱いに関する情報提供であって、危険・有害性等に関していかなる保証をなすものではありません。
 - ・記載内容は現時点で一般的に入手可能な資料・情報に基づいて作成しておりますが、全ての情報が網羅されているわけではありません。
 - ・新たな情報を入手した場合は追加または改訂される事があります。
 - ・注意事項については通常を取り扱いを対象としたものであり、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策を講じて下さい。
 - ・使用に当たっては、ラベルの注意事項を良く読んで下さい。
-